

## 報告第 21 号

### 臨時代理した事件(名張市スポーツ推進委員の委嘱)の承認について

名張市スポーツ推進委員に関する規則(昭和39年教育委員会規則第31号)第3条の規定に基づく名張市スポーツ推進委員の委嘱については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 元年 6月 7日報告

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

平成31年度名張市スポーツ推進委員名簿

(任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日)

年齢・年数基準日：平成31年4月1日

NO	名前	フリガナ	性別	年数	新・再	任命基準	種目	備考
1	川合 滋	カワイ シゲル	男	33	再任	有識経験者	レク全般	
2	奥田 和彦	オクダ カズヒコ	男	33	再任	〃	ニュースポーツ	
3	森岡 秀之	モリオカ ヒデユキ	男	33	再任	〃	卓球	
4	橋岡 敬子	ハシオカ ケイコ	女	31	再任	〃	ソフトボール	
5	鈴木 幸栄	スズキ サチエ	女	21	再任	〃	卓球 ファミリーバトミントン	
6	橋 久美子	ハシナ クミコ	女	9	再任	〃	テニス	
7	山口 斉紀	ヤマグチ セイキ	男	24	再任	〃	陸上 水泳	
8	鎌田 妙子	カマタ タエコ	女	4	再任	〃	弓道	
9	鈴木 啓史	スズキ ヒロシ	男	17	再任	〃	ソフトバレー	
10	和田 雅博	ワダ マサヒロ	男	15	再任	〃	スキー	
11	西垣 貴樹	ニシガキ タキ	男	6	再任	地区推薦者 中央ゆめづくり	サッカー	
12	鈴木 佑一	スズキ ユウイチ	男	1	新任	〃 名張	サッカー	
13	山岡 徳幸	ヤマオカ ノリユキ	男	11	再任	〃 蔵持	陸上	
14	松本 秀幹	マツモト ヒデノブ	男	1	新任	〃 川西・梅が丘	バレーボール	
15	古谷 和江	フルタニ カズエ	女	21	再任	〃 薦原	卓球	
16	松本 雅次	マツモト マサツグ	男	17	再任	〃 美旗	アーチェリー	
17	山本 卓美	ヤマモト タクミ	男	1	新任	〃 比奈知		
18	尾嶋 弘務	オジマ ヒロム	男	3	再任	〃 すずらん台	ソフトボール	
19	松尾 雄二	マツオ ユウジ	男	3	再任	〃 つつじが丘	陸上	
20	川合 頼子	カワイ ヨロコ	女	13	再任	〃 錦生	陸上	
21	今川 新一	イマガワ シンイチ	男	1	新任	〃 赤目	ソフトボール他	
22	森嶋 清尚	モリシマ キヨシ	男	17	再任	〃 箕曲	陸上	
23	中西 隆之	ナカニシ タカユキ	男	3	再任	〃 青蓮寺・百合が丘	サッカー	
24	木平 雅和	キヘラ マサカズ	男	13	再任	〃 国津	登山	
25	谷岡 敏博	タニオカ トシヒロ	男	17	再任	〃 桔梗が丘	サッカー	

○名張市スポーツ推進委員に関する規則

昭和39年3月4日教育委員会規則第31号

名張市スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

**第2条** スポーツ推進委員は、スポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
  - (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
- 2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(委嘱)

**第3条** スポーツ推進委員は、教育委員会が委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員の定数は30名以内とする。

(任期)

**第4条** スポーツ推進委員の任期は2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(服務)

**第5条** スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

**第6条** スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。